

(第91回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第91回 報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

○目次

(提供書面)

事業報告

企業集団の現況.....	1
会社の現況.....	11

連結計算書類

連結貸借対照表.....	24
連結損益計算書.....	25
連結株主資本等変動計算書.....	26

計算書類

貸借対照表.....	27
損益計算書.....	28
株主資本等変動計算書.....	29

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告.....	30
計算書類に係る会計監査報告.....	32
監査等委員会の監査報告.....	34

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における我が国経済につきましては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響から堅調であった輸出が減少傾向となりました。更に、国内では二度の緊急事態宣言発出の影響などから、民間消費や企業の設備投資が落ち込み、一部については、期末にかけて持ち直しの兆しが見えてきたものの、総じて停滞感を強めました。

このような経営環境の下で当社グループは、前年、前々年度と二期連続の暖冬による石油事業の業績不調と新型コロナウイルス感染拡大の影響を経営上の重要な懸念と捉え、当期においては、中期経営計画『「F K 20 次代への進化と挑戦」～さらなる企業価値向上を求めて～』の最終年度の目標達成について、全社員と共有・徹底を図り、各事業に取り組んでまいりました。

当社グループのコア事業である石油事業では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の低迷に加え、感染拡大防止の観点から対面での営業活動に制限・自粛が要求される厳しい環境の中、全社員が新たな営業方法、取引関係を模索するとともに、採算の良い商品に適宜営業の重点を切り替えるなどにより前期の業績を上回ることができました。

また、ホームエネルギー事業の業績につきましては、巣ごもり需要などにより堅調に推移しましたが、事業規模拡大を図るべく新規顧客の獲得に注力し投資経費を当初の計画より大幅に増加させたことにより、前年を若干下回ることとなりました。

レンタル事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による民間工事の減少などから、好調であった前期を下回りました。

環境関連事業として取り組んでいるメガソーラー発電事業につきましては、新たに取得した岩手県の2発電所がフル稼働となり、安定的に業績を上げることができました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、石油事業における原油価格下落に伴う製品販売価格の低下や販売数量の減少などの影響により、前期比142億円（25.2%）減少の423億円となりました。損益面では、売上総利益は、石油事業における採算の改善や在庫影響による利益の発生、環境関連事業の好調などから、前期比295百万円（7.7%）増加の4,146百万円となり、営業利益は、前期比314百万円（92.0%）増加の655百万円となりました。また、経常利益は、受取配当金の増加も加わり、前期比458百万円（111.1%）増加の871百万円となり、法人税等を調整した親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益461百万円を計上した前期に比べ、67百万円（12.0%）増加の632百万円となりました。

これにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響をはじめ、当社グループを取り巻く経営環境に厳しさが増す中、中期経営計画で掲げた最終年度（2020年度）の目標である連結経常利益8億円、ROE5%を上回ることができました。

	第90期 (2020年3月期)	第91期 (2021年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	56,658	42,391	△14,266	25.2%減
営業利益	341	655	314	92.0%増
経常利益	412	871	458	111.1%増
親会社株主に帰属する当期純損益	565	632	67	12.0%増

なお、配当金につきましては、当初予想（2020年5月15日公表）の1株当たり普通配当16円に7円を上乗せし23円とさせていただきます。更に、当期の実績が中期経営計画の数値目標を上回ることが出来たことや、当社の現在の資本状況を勘案し、新中期経営計画における資本政策を前倒しして実施することとし、80円の特別配当を加えさせていただきます。

これにより普通配当と特別配当をあわせ、1株当たり103円の配当を実施いたしたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業（セグメント）別の営業概況は、次のとおりであります。

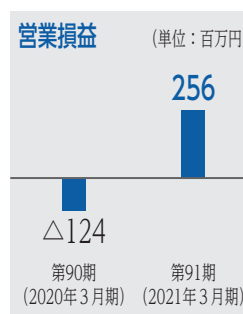
石油事業

営業損益
256百万円
(前期比 -)

石油業界におきましては、原油価格は、産油国の足並みの乱れや、世界経済低迷による需要の減少懸念などから急落し、4月にはドバイ原油で20ドル／バーレルを割り込みました。その後は産油国の協調減産の実施などの対応策から、上昇基調となり期末にかけては60ドル／バーレル台での動きとなりました。国内の石油製品需要は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる経済活動の停滞から、ほぼ全ての油種で前期を下回り、製品販売価格は原油価格の下落や安価な輸入製品の流入などから、前期と比べ安値での推移となりました。

このような厳しい環境の下で、当社グループは、採算重視の販売政策への対応に全社を挙げて取り組むとともに、新規需要家の獲得にも力を入れてまいりました。更に、経費の削減や在庫影響による利益の発生も加わり、損益面では前期の実績を上回ることができました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、需要の低迷による販売数量の減少や製品販売価格の下落などの影響から、前期比143億円（27.5%）減少の379億円となりました。その反面、営業利益は、採算の改善や在庫影響による利益の発生などから、256百万円の利益（前期は124百万円の損失）を計上しました。



ホームエネルギー事業

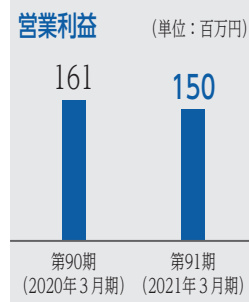
営業利益
150百万円
(前期比 6.7%減)

北海道道央地域に営業基盤を有するホームエネルギー事業（LPG・灯油など家庭用燃料小売事業）におきましては、LPGと灯油の家庭用需要は、需要期である12～2月の気温が昨年に比べ低く推移し、更に、新型コロナウイルスの感染予防による在宅率の上昇も加わったことから増加傾向となりました。

このような環境の下で、当社グループは、LPGの販売においては、積極的な営業活動と新規投資により、供給戸数の拡大を図るとともに、採算販売の徹底にも取り組みました。また、灯油の販売では、配送手段を委託配送から自社配送へ見直し、柔軟性のある配送により数量の拡大を図るなど増販に努めました。

更に、顧客の安全確保のため、保安活動・保安投資にも力を入れてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、製品販売価格の下落があったものの、販売数量の増加がこれを補い、前期比41百万円（2.4%）増加の1,721百万円となりました。また、営業利益は、新規顧客の獲得に係る経費の増加などから、前期比10百万円（6.7%）減少の150百万円となりました。



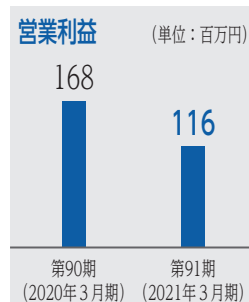
レンタル事業

営業利益
116百万円
(前期比 30.6%減)

北海道道央地域に営業基盤を有する建設機材レンタル事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による北海道経済の落込みから、10月以降、民間工事を中心に工事件数が大幅に減少しました。また、記録的な小雪から、除雪関連機材の稼働も大きく落ち込みました。

このような厳しい環境の下で、当社グループは、需要の高い機材への投資を進め、保有機材の有効活用に努めるとともに、地元企業の需要取り込みに力を入れてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、工事件数の減少などから、前期比112百万円（5.8%）減少の1,818百万円となり、営業利益は、前期比51百万円（30.6%）減少の116百万円となりました。



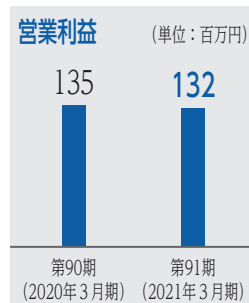
環境関連事業

営業利益
132百万円
(前期比2.5%減)

当社グループが、新規事業として取り組んでいる環境関連事業のうち、メガソーラー発電事業につきましては、既存設備の発電量は前期並みになったものの、新規に取得した岩手県の2発電所のフル稼働が加わり、全体の発電量は前期を上回ることができました。また、グリーン商品であるアドブルーの販売につきましては、全社を挙げて増販に取り組み、販売数量は前期比4.9%の増販となりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比181百万円（25.8%）増加の883百万円となり、営業利益は、前期並みの132百万円となりました。

(※) アドブルー (AdBlue) : ディーゼル車の排ガス中の窒素酸化物 (NOx) を無害化する「SCRシステム」に使われる高品位尿素水



② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は617百万円であり、セグメントごとの主な内訳は次のとおりであります。

〈石油事業〉

当連結会計年度における設備投資額は140百万円であり、主に油槽所設備の更新によるものであります。

〈ホームエネルギー事業〉

当連結会計年度における設備投資額は133百万円であり、主にLPG設備の取得によるものであります。

〈レンタル事業〉

当連結会計年度における設備投資額は329百万円であり、主にレンタル機械の更新購入によるものであります。

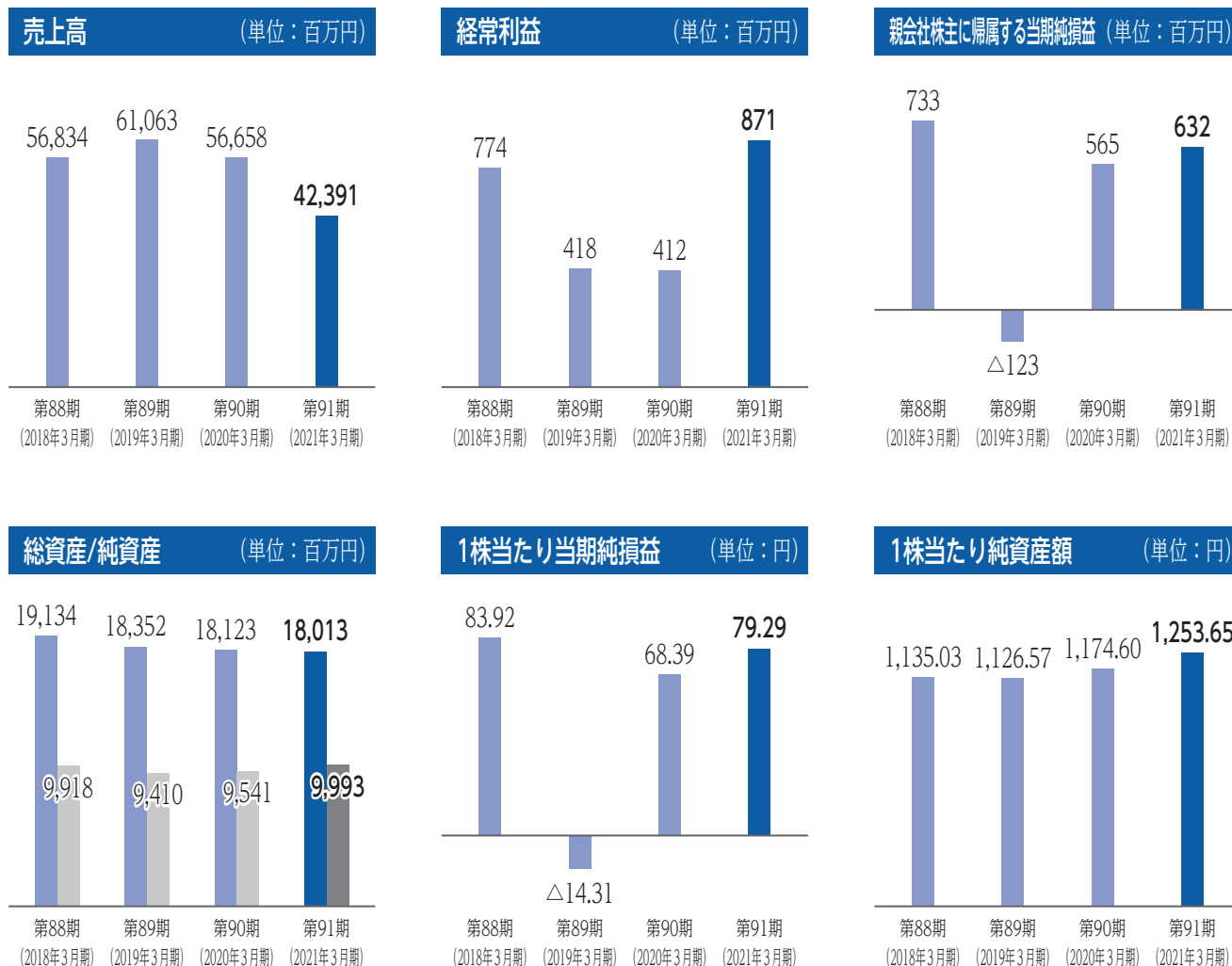
〈環境関連事業〉

当連結会計年度における設備投資額は13百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第88期 (2018年3月期)	第89期 (2019年3月期)	第90期 (2020年3月期)	第91期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	56,834	61,063	56,658	42,391
経常利益 (百万円)	774	418	412	871
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	733	△123	565	632
1株当たり当期純損益 (円)	83.92	△14.31	68.39	79.29
総資産 (百万円)	19,134	18,352	18,123	18,013
純資産 (百万円)	9,918	9,410	9,541	9,993
1株当たり純資産額 (円)	1,135.03	1,126.57	1,174.60	1,253.65

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
富 士 ホ ー ム エ ナ ジ ー (株)	30	100	L P G ・ 灯 油 等 の 家 庭 用 燃 料 小 口 販 売
富 士 レ ン タ ル (株)	50	100	建 設 機 械 等 の レ ン タ ル

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済を見ますと、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるワクチンの接種が進み、回復基調を強めてまいりました。しかしながら、国内経済につきましては、ワクチン接種の遅れなどから再び大都市部を中心に感染が拡大し、これにより回復の遅れが懸念されており、先行きに不透明感を増しております。

また、石油業界におきましては、経済低迷による需要減少からの早期回復を図るとともに、石油元売各社を中心に、将来の低炭素・循環型社会の到来を見据えた、業界再編の動きも活発化することが予想されております。

このように大きく変化する環境の下で、当社グループは、長期ビジョンと新たな「中期経営計画（2021年度～2023年度）（以下「本中計」といいます。）」を次の通り策定いたしました。

① 長期ビジョン及び本中計策定の背景

地球温暖化対策に世界が動き出す中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて社会の関心は加速度的に高まりを見せ、また、業界再編の動きも今後活発化することが見込まれていることから、当社を取り巻く事業環境は従来に増して劇的に変化します。

当社は、次世代液体エネルギーへの転換に合わせて、業界内での厳しい競争に勝ち抜くことができる供給体制を確立してシェアをより多く獲得することで、その後のイニシアチブをとることが可能と考えており、この変化を成長へのチャンスととらえています。このため、現在の当社の供給体制を最大限に拡充・強化しながら、無駄なく、間断なく、いち早く、次世代液体エネルギーの供給企業への変革を遂げられるよう、活動を開始することとし、長期ビジョンを次のとおり定め、その実現に向け取り組むこととしました。

② 長期ビジョンの内容

お客様が必要とするエネルギーの安定供給と、エネルギーの効率使用や環境負荷の低減に資する商品の提供を通じ、よりよい社会づくりを支える企業でありたい

- ・お客様にとって最適なエネルギー・サービス・ソリューションを提供します
- ・グリーン商品から次世代液体エネルギーまで幅広くお届けします
- ・地域のくらしと産業の持続的な豊かさと発展を支えます
- ・事業活動を通じて ESG の取り組みを推進し、よりよい社会づくりに貢献します

③ 本中計の内容

ア. 基本方針

本中計の3年間で、この次世代液体エネルギーの供給企業への構造転換を果たしていくための大切なスタート期と位置付け、当社の意識変革、人材育成、外部からの人材の招聘等の組織・人事改革も同時に実施し、持続的に成長する企業に生まれ変わります。

当社は、これらの実現に向けた基本方針を次のとおり定め、取り組んでまいります。

- 次世代液体エネルギーの取り扱いを前提としたサプライチェーンの拡充と強化
- 原油価格や天候の変動等外部環境による収益影響を受けにくい安定したビジネスモデルへの変革
- AI・IoTの利用等あらゆる可能性を追求した効率の良いエネルギー供給体制の構築
- 新規事業及び既存成長事業の収益拡大に向けた積極投資の実施

これらの実現のために、設備・人材・システム等への投資に加え、次世代液体エネルギーの供給企業として必要な規模・技術・ノウハウの確立に向けた協業・提携・M&Aを積極的に実施するべく取り組みます。

また、手元資金を上記施策に係る投資に充てることによって収益性及び資本効率(ROE)の向上を促進し、このための投資を積極的に実施するとともに、得られた収益については可能な限り株主還元の拡充に努めてまいります。

イ. 目標とする経営指標

本中計基本方針に基づく事業別施策及び大胆な投資・株主還元により、“新生”富士興産として、最終年度で

ある2023年度において、連結ベースで次の数値目標を目指します。

経常利益：10億円以上 ROE：8%以上

ウ. 投資・株主還元

a. 投資

＜川下戦略 ～小売会社との統合・提携～＞

- ・小売マージン吸収や原油価格騰落時の価格スプレッド変動リスクを最小化するとともに、物流サービスの差別化により、エンドユーザーの囲い込みを行うことで、価格競争からの脱却を図る。
- ・上記、取り組みにより、水平戦略の展開時の交渉を有利に進め、次世代液体エネルギーへの転換を当社主導で推進する。

＜水平戦略 ～同業他社との統合・提携～＞

- ・規模拡大、シェア拡大を進め、物流機能の効率化、設備投資・コストの最小化を図る。
- ・次世代液体エネルギーへの転換における主導権を握り、業界内のプレゼンスを高める。

b. 株主還元

総還元性向100%を目安とした株主還元を実施(2022年3月期から2024年3月期)

市場環境や資本の状況を勘案し、利益配当と自己株式取得を合わせて実施します。

【参考】

(百万円)

	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
目標総還元額	430	530	760

エ. コーポレート・ガバナンス

本中計初年度より独立社外取締役を2名追加選任し、経営の監督体制を強化する予定です。本中計期間は、次世代液体エネルギーの供給企業への構造転換を果たしていくための大切なスタート期であり、大きな舵をとる上でより強固なガバナンス体制構築が必須であると考えております。引き続き、当社取締役会のスキルセットを考慮し長期ビジョン及び本中計を達成する上で必要な人材を選定してまいります。

以上、当社グループは、本中計の目標達成に向け、グループ全体で鋭意取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
石油事業	石油製品等の仕入販売
ホームエネルギー事業	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
レンタル事業	建設機械等のレンタル
環境関連事業	太陽光発電（メガソーラー）による売電等

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都江東区
大阪支店	大阪府大阪市

② 主要な子会社の事業所

富士ホームエナジー(株) 本社	北海道札幌市
富士レンタル(株) 本社	北海道札幌市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
石油関連事業	96	△4
ホームエネルギー事業	43	1
レンタル事業	47	2
合 計	186	△1

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当社グループは、同一の部門が石油事業及び環境関連事業に従事しているため、これらの事業については、事業部門ごとの使用人数を表記しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	△4名	47.1歳	21.6年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	8,743,907株 (うち自己株式772,614株)
③ 株主数	4,819名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
E N E O S ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,005	12.62
ASLEAD STRATEGIC VALUE FUND	822	10.32
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	744	9.34
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING C O R P O R A T I O N L I M I T E D	604	7.59
ASLEAD GROWTH IMPACT FUND	501	6.29
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	339	4.26
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	299	3.76
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	292	3.67
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	172	2.17
株 式 会 社 ジ ュ ポ ン イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	160	2.01

- (注) 1. 当社は、自己株式を772,614株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行の持株数のうち、信託業務に係る株式が、731千株含まれております。また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	金 丸 勇 一	
代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	保 谷 尚 登	
取 締 役 員 執 行 役 員	吉 野 幸 夫	販売部門担当・新規事業担当、販売部長
取 締 役 員 執 行 役 員	松 崎 博 文	管理部門担当、経理部長
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	東 国 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	渡 邊 豊	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 山 敦 子	公認会計士杉山昌明事務所副所長 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）渡邊豊氏及び杉山敦子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）渡邊豊氏は、金融機関の在籍が長く業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 2020年6月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、中原俊也氏は取締役を、大塚美智子氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために東国夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）渡邊豊氏及び杉山敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中 原 俊 也	2020年6月26日	任期満了	取締役 ENEOSホールディングス株式会社常務執行役員
大塚 美智子	2020年6月26日	任期満了	取締役 監査等委員 大塚公認会計士事務所公認会計士

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	員 数（名）	報 酬 等 の 額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4 （－）	67 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	13 (6)
合 計 （うち社外役員）	8 (3)	81 (6)

- (注) 1. 取締役の支給人員数及び報酬等の額には、2020年6月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の支給人員数には、無報酬の社外取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）については年額1億200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）については年額3,000万円以内と決議いただいております。
- なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

⑤ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の

報酬等の内容に係る方針（以下「当該方針」という）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2021年2月26日開催の取締役会において決議された当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものと判断しております。

なお、当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、当該方針を改定しております。その改定の内容は、同日の取締役会において、指名・報酬諮問委員会の設置及び取締役報酬内規の制定が決議されたことに伴い、これらを取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定を委任する代表取締役の権限が適切に行使されるための措置として追加するものであり、次期事業年度から改定後の方針に基づいて報酬を決定する予定であります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針は次のとおりです。（下線箇所は2021年3月31日の改定部分であります。）

《取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針》

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、エ. まで同じ。）の基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内で、役位、職責、在任年数、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等を総合的に勘案して決定することを基本方針とする。

イ. 取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）を100%とする。

ウ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とする。

エ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 金丸勇一がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役会長 金丸勇一によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等に応じた金額水準の内規を作成のうえ、これに基づき指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。上記委任を受

けた代表取締役会長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、当該内規の内容にしたがって決定をしなければならないこととする。

上記エ. に関して、

- ・取締役会が代表取締役会長 金丸勇一に上記権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役会長 金丸勇一が最も適していると判断したためです。
- ・当社の指名・報酬諮問委員会につきましては、同委員会の過半数および委員長は独立社外取締役とし、取締役会が選定した3名以上の取締役で構成されております。
- ・指名・報酬諮問委員会へ諮問する原案は、上記内規に基づいて各取締役に適用される水準を作成しております。

⑥ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士杉山昌明事務所副所長、ウエルシアホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しております。

なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査等委員会（6回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 （監査等委員） 渡 邊 豊	13/13	100	6/6	100
取締役 （監査等委員） 杉 山 敦 子 （2020年6月26日就任）	10/10	100	4/4	100
取締役 （監査等委員） 大塚 美智子 （2020年6月26日退任）	3/3	100	2/2	100

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役（監査等委員）渡邊豊氏は、金融機関の出身であり、その専門的見地より取締役（監査等委員）としての発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地より取締役（監

査等委員)としての発言を行っております。

- ・取締役(監査等委員)大塚美智子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地より取締役(監査等委員)としての発言を行っておりました。

c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役(監査等委員)渡邊豊氏は、金融機関における業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有しているとともに、企業経営の経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役(監査等委員)杉山敦子氏は、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案し、当社の会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

I. 基本方針の内容の概要

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様に適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの(いわゆるグリーンメイラー)、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 当社の経営理念と経営方針

当社グループは、エネルギーとグリーン商品を通じて、持続可能な社会に貢献するソリューション企業を目指すことを経営理念としております。

当社グループは、厳しさを増していく事業環境に対応すべく、組織・個人が進化に努め、コア事業である石油事業の収益基盤強化に継続して取り組むとともに、非石油事業の拡充による事業ポートフォリオの最適化を追求し、持続的な成長とさらなる企業価値向上に挑戦するとともに、適正なガバナンスとCSRの実践を通じ、ステークホルダーの期待に応えてまいることをグループ経営方針としております。

(2) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社グループは、2021年度から新中期経営計画（以下「新中計」といいます。）をスタートさせることとしております。地球温暖化対策に世界が動き出す中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて社会の関心は加速度的に高まりを見せ、また、業界再編の動きも今後活発化することが見込まれていることから、当社を取り

巻く事業環境は従来に増して劇的に変化します。

当社は、次世代エネルギーへの転換に合わせて、この変化を成長へのチャンスにとらえ、現在の当社の供給体制を最大限に拡充・強化しながら、次世代エネルギーの供給企業への変革を遂げられるよう、活動を開始することとしました。

新中計の3年間で、この次世代エネルギーの供給企業への構造転換を果たしていくための大切なスタート期と位置付け、当社の意識変革、人材育成、外部からの人材の招聘等の組織・人事改革も同時に実施します。

当社は、これらの実現に向けた基本方針を次のとおり定め、取り組んでまいります。

- ①次世代エネルギーの取り扱いを前提としたサプライチェーンの拡充と強化
- ②原油価格や天候の変動等外部環境による収益影響を受けにくい安定したビジネスモデルへの変革
- ③AI・IoTの利用等あらゆる可能性を追求した効率の良いエネルギー供給体制の構築
- ④新規事業及び既存成長事業の収益拡大に向けた積極投資の実施

これらの実現のために、設備・人材・システム等への投資に加え、次世代エネルギーの供給企業として必要な規模・技術・ノウハウの確立に向けた協業・提携・M&Aを積極的に実施するべく取り組みます。

また、手元資金を上記施策に係る投資に充てることによって収益性及び資本効率(ROE)の向上を促進し、このための投資を積極的に実施するとともに、得られた収益については事業活動に必要な範囲を除き株主還元の拡充に努めてまいります。

2 コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社の企業統治体制は、2016年6月29日付けで、いわゆるモニタリング・モデルに基づく企業統治体制である監査等委員会設置会社に移行し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を強化しております。また、当社は「内部統制基本方針」に基づき適切な内部統制システムを整備するとともに、取締役の指名や監査等委員でない取締役の報酬に関する透明性・公正性を高めるべく、「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置し、さらに、執行役員制度の運用により経営と執行の分離、経営責任の明確化、並びに経営意思決定及び業務執行の効率化・迅速化を実現することで、透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築しております。

なお、当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)にて取締役会を構成しておりますが、取締役会メンバー全7名のうち、2名が独立社外取締役であり、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催して、機動的な業務上の意思決定と実効的な業務執行の監督を行っております。

(内部監査及び監査等委員会監査)

当社は、内部監査部門を設置しており、定期的に事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を代表取締役
に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

また、内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委
員会への出席を求められており、相互の連携が図られております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強
化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・
ガバナンスに関する報告書をご参照下さい。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取組みの内容の概要

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するた
めの取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（以下「本公開買付者ら」といいます。）が2021年4月28日
に開始した当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）への対応方針（以下「本
対応方針」といいます。）を導入しました。

(1) 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を目的とするものであり、上記Ⅰに記
載した基本方針に沿うものです。

当社は、基本方針に定めるとおり、大規模買付行為等の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の
企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。このため、本対応方針は、①大規模買付者
に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに ②大規模買付者の提案が当社の企業価値
ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様
に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては ③当社取締役会が大規模買付行為等又は当
社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、等を可能にすることを目的としておりま
す。

特に、本公開買付け及び本公開買付けを受け企図される可能性のある他の大規模買付行為等につき、当社の企
業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社
の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断を下

すための情報と時間を確保すること、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを主たる目的としております。

(2) 本対応方針の概要

① 本対応方針に係る手続

当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様が適切なご判断を下すための情報と時間を確保すること、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、本対応方針に定める手続を遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動するものとしています。但し、この場合においても、当社は、対抗措置の発動後ではありますが、原則として、対抗措置としての新株予約権の無償割当ての効力発生日前に、株主意思確認総会を開催し、当社取締役会の決定を、株主の皆様に事後的にお諮りします。当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを中止します。

② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、当社の独立社外取締役2名及び外部の有識者1名からなる独立委員会を設置しております。独立委員会は、取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、大規模買付者等の非適格者による権利行使は

認められない旨の差別的行使条件等及び当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の差別的取得条項等が付された新株予約権を、新株予約権の無償割当ての方法(会社法第277条以下)により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります。

④ 当社による新株予約権の取得

本対応方針に従って新株予約権の無償割当てがなされ、当社による新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

なお、本対応方針の有効期間は、2021年9月末日までとし、但し、2021年9月末日において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本公開買付けを含む大規模買付行為への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

IV. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営理念と経営方針ならびに新中計の取組は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的取組みとして策定されたものであり、上記Ⅰの基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰの基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えており、その判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会による株主の皆様の大規模的な意思確認の機会を確保すること、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、前提として大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めると共に、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、対抗措置発動にかかるまでの手続を本対応方針に定めております。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断を

するための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

また、当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、独立社外取締役2名及び外部の有識者1名で構成される独立委員会を設置しております。そして、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について独立委員会の勧告を受け、当社取締役会はその意見を最大限尊重するものとしていること、独立委員会は必要に応じて当社の費用負担で外部専門家の助言を得ること等ができるとしていること、本対応方針の発動について客観的な要件が設定されていること等により、その判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお当社は、2021年5月28日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入及びこれに基づく対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）の発動を本総会に付議することを決議し、本総会の第3号議案及び第4号議案として上程しております。本対応方針の詳細は、招集ご通知10ページ以下をご参照ください。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 91 期 2021年3月31日現在
資 産 の 部	
流 動 資 産	11,254
現金及び預金	4,613
受取手形及び売掛金	6,083
商品及び製品	303
その他の	258
貸倒引当金	△4
固 定 資 産	6,758
有 形 固 定 資 産	5,537
建物及び構築物	1,703
機械装置及び運搬具	1,849
土地	1,263
その他の	721
無 形 固 定 資 産	567
ソフトウェア	87
その他の	480
投資その他の資産	653
投資有価証券	325
繰延税金資産	185
その他の	142
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	18,013

科 目	第 91 期 2021年3月31日現在
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,432
支払手形及び買掛金	5,028
未払金	492
未払法人税等	236
預り金	1,121
環境対策引当金	3
その他の	549
固 定 負 債	587
役員退職慰労引当金	31
修繕引当金	27
環境対策引当金	18
退職給付に係る負債	484
繰延税金負債	4
その他の	21
負 債 合 計	8,020
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	9,874
資 本 金	5,527
資 本 剰 余 金	48
利 益 剰 余 金	4,745
自 己 株 式	△447
その他の包括利益累計額	118
その他有価証券評価差額金	118
純 資 産 合 計	9,993
負 債 純 資 産 合 計	18,013

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 91 期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		42,391
売上原価		38,245
売上総利益		4,146
販売費及び一般管理費		3,490
営業利益		655
営業外収益		
受取利息及び配当金	154	
その他の	163	318
営業外費用		
支払利息	6	
その他の	95	102
経常利益		871
特別利益		
固定資産売却益	66	
受取補償金	27	94
特別損失		
固定資産除却損	3	
環境対策引当金繰入額	13	
その他の	0	17
税金等調整前当期純利益		948
法人税、住民税及び事業税	314	
法人税等調整額	0	315
当期純利益		632
親会社株主に帰属する当期純利益		632

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,527	48	4,242	△382	9,436
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△129		△129
親会社株主に帰属する当期純利益			632		632
自 己 株 式 の 取 得				△64	△64
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	503	△64	438
当連結会計年度末残高	5,527	48	4,745	△447	9,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	105	105	9,541
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△129
親会社株主に帰属する当期純利益			632
自 己 株 式 の 取 得			△64
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	13	13	13
当連結会計年度変動額合計	13	13	451
当連結会計年度末残高	118	118	9,993

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 91 期 2021年3月31日現在
資 産 の 部	
流 動 資 産	10,276
現 金 及 び 預 金	3,892
受 取 手 形	554
売 掛 金	5,158
商 品 及 び 製 品	256
短 期 貸 付 金	137
未 収 入 金	209
そ の 他	68
貸 倒 引 当 金	△1
固 定 資 産	5,588
有 形 固 定 資 産	4,171
建 物	156
構 築 物	1,065
機 械 及 び 装 置	1,799
油 槽	54
土 地	957
建 設 仮 勘 定	59
そ の 他	79
無 形 固 定 資 産	507
ソ フ ト ウ エ ア	31
そ の 他	476
投 資 そ の 他 の 資 産	908
投 資 有 価 証 券	310
関 係 会 社 株 式	60
長 期 貸 付 金	251
繰 延 税 金 資 産	156
そ の 他	129
貸 倒 引 当 金	△0
資 産 合 計	15,864

科 目	第 91 期 2021年3月31日現在
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,199
買 掛 金	4,723
未 払 金	410
未 払 法 人 税 等	219
預 り 金	1,362
環 境 対 策 引 当 金	3
そ の 他	479
固 定 負 債	473
退 職 給 付 引 当 金	406
修 繕 引 当 金	27
環 境 対 策 引 当 金	18
資 産 除 去 債 務	21
負 債 合 計	7,673
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	8,072
資 本 金	5,527
資 本 剰 余 金	48
資 本 準 備 金	48
利 益 剰 余 金	2,943
利 益 準 備 金	110
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,833
繰 越 利 益 剰 余 金	2,833
自 己 株 式	△447
評 価 ・ 換 算 差 額 等	118
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	118
純 資 産 合 計	8,191
負 債 純 資 産 合 計	15,864

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 91 期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	
売上高		39,164
売上原価		36,331
売上総利益		2,832
販売費及び一般管理費		2,444
営業利益		388
営業外収益		
受取利息及び配当金	282	
その他の	162	444
営業外費用		
支払利息	7	
その他の	95	102
経常利益		730
特別利益		
受取補償金	27	27
特別損失		
固定資産除却損	1	
環境対策引当金繰入額	13	15
税引前当期純利益		742
法人税、住民税及び事業税	197	
法人税等調整額	2	199
当期純利益		542

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	5,527	48	48	97	2,433	2,530	△382	7,724
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△129	△129		△129
利益準備金の積立				12	△12	－		－
当 期 純 利 益					542	542		542
自己株式の取得							△64	△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	12	399	412	△64	347
当 期 末 残 高	5,527	48	48	110	2,833	2,943	△447	8,072

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	105	105	7,829
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△129
利益準備金の積立			—
当 期 純 利 益			542
自己株式の取得			△64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	361
当 期 末 残 高	118	118	8,191

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

富士興産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士興産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

富士興産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士興産株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

富士興産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 東 国 夫 ㊟

監 査 等 委 員 渡 邊 豊 ㊟

監 査 等 委 員 杉 山 敦 子 ㊟

(注) 監査等委員渡邊豊及び杉山敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上